4月から水道料金が変わります

中空知広域水道企業団 (滝川市・砂川市・歌志内市・奈井江町) では、給水人口の減少や施設・設備の 老朽化などに対応するため、4月より水道料金を改正することとしました。

将来にわたり安全安心に水道をご利用いただくために必要な改定ですのでご理解をお願いします。

●改定時期 令和2年4月1日

●平均改定率 6.0% (令和元年10月の消費税等率改定分を含めると8.0%)

●料金表 (消費税等込)

単位:円

用途	基本料金(1月につき)				超過料金(1㎡につき)			
	水量	現行	見直し後	差額	水量	現行	見直し後	差額
家事用	7㎡まで	1,460	1,576	1 1 6	8 m³∼	236	2 5 5	1 9
業務用	15㎡まで	3,672	3,964	292	16∼900 m³ 901 m³∼	2 7 7 2 3 6	2 9 9 2 5 5	2 2 1 9
浴場用	100㎡まで	9,791	10,570	7 7 9	101 m³∼	1 1 3	1 2 2	9
臨時用	10㎡まで	6,119	6,606	487	11 m³∼	5 5 5	5 9 9	4 4
福祉用	5㎡まで	765	8 2 5	6 0	6 m³∼	162	174	1 2

※経過措置として、新料金の適用は令和2年5月分(6月請求分)からとなり、令和2年4月 検針分(5月請求分)は旧料金の適用となります。ただし、令和2年4月1日以降に使用開始した場合は4月分(5月請求分)から新料金の適用となります。

※福祉用料金も変わります。福祉用料金についての問い合わせは土木課管理係 Tm54-2121へ。 ※下水道使用料は変わりません。

水道メーターの検針が「2か月に1回」に変わります

- ●検針を行う月は<u>偶数月</u>(4月、6月、8月、10月、12月、2月)になります。
- ●5月分(6月請求)の料金算定から適用となります。
- ●水道料金及び下水道使用料の請求は、従来どおり毎月請求で変更ありません。
- ●5月より検針の定例日は下記の地域で変更となります。その他の地域では変わりません。

・東4条南4丁目と東5条南4丁目の15日定例日の地区・・14日に変更・三砂町の18日定例日の地区・・17日に変更

●料金算定の方法

検針を行わない月(推定月)・・・前月検針による使用水量(2か月分の使用水量)の2分の1を使用水量とみなして算定した額。

検針を行う月(検針月)・・・検針した使用水量 (2か月分の使用水量)から前月の推定月の 水量を差し引いた水量により算定した額。

※検針の結果、推定月の請求額が2か月分使用水量による算定額を上回った場合、検針月の請求 はありません。また、推定月分で料金をいただき過ぎた場合は返納します。

